

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	特定家庭用機器再商品化法の対象品目の追加
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	経済産業省商務情報政策局情報産業課、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
評価実施時期	令和5年10月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)                  2017年以降、新たな発光技術を採用した有機ELテレビが、本格的に製品として供給され始め、薄型テレビ全体に占める出荷の割合が年々増加しており、2018年度時点が3.8%だったものが、2022年度時点で13% (約63万台)まで上昇している。そのため、今後、使用済みとなり廃棄物として排出される有機ELテレビの台数が一定の規模になることが予想されている。有機ELテレビを特定家庭用機器に追加しない場合は、家庭から排出される一般廃棄物として基本的に市町村が収集・処分を行うこととなるが、有機ELテレビは製品重量が重く硬い部品を含むなど、市区町村の粗大ゴミ施設では適切な処理が困難であり、今後排出量の増加が見込まれる中で有機ELテレビの処理方法が課題となる。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)                  現在、特定家庭用機器とされている液晶式・プラズマ式のテレビと、今回追加する有機ELテレビは、素材構成や外見上の特徴もほぼ相違がなく、同一の目的をもって代替的に需要される製品である。他方で、液晶式・プラズマ式テレビが家電リサイクル法の対象である一方、有機ELテレビが対象になっていない現状は、特定家庭用機器の引取義務のある小売業者と消費者双方にとって分かりにくい状況である。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は<u>金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</u></p> <p>(遵守費用)  <b>【製造業者等】</b>                  【追加品目に係る排出家電の指定引取場所での引取費用、引取場所からリサイクルプラントへの輸送費、当該ラインに配置する作業員の人員費、システム運営費用、最終的にリサイクルを出来なかった残余物の埋立処分費用が発生することが見込まれるが、既存の品目(液晶式・プラズマ式テレビ)と同じラインでの処理が想定されているため、追加負担は限定的である見込みである。なお、製造業者等が整備しているリサイクルプラントの規模等によって引取りや再商品化を行う台数等の条件が大きく異なることから、追加負担についての定量的な推計は困難である。</p> <p><b>【小売業者】</b>                  追加品目について回収・管理・保管や輸送の面で追加の負担が発生するが、配送率も高く下取慣行を活用した円滑な引取りが可能なことから、追加負担は限定的である。なお、地域や小売店舗の規模によって引取り・引渡しを行う台数等の条件が大きく異なることから、定量的な推計は困難である。</p> <p><b>【国民(消費者)・社会】</b>                  現状、消費者が粗大ゴミとして有機ELテレビを処分する際には、市町村に料金を支払っているが、今後、家電リサイクル法に基づき製造業者等が小売業者等を通じて排出家電を引き取るため、処分する際には、製造業者等及び小売業者に対してそれぞれ実費程度の再商品化等料金・収集運搬料金を支払うことになる。なお、現状、市町村に対して支払っている粗大ゴミ料金は各市町村でそれぞれ異なること、再商品化等料金・収集運搬金は施行までの間に各製造業者等及び小売業者が決定することとなっており、現状においても業者ごとに金額に開きがあることから、負担の増減の程度について一概には言い難い。</p> <p>(行政費用)  <b>【これまで廃棄物を回収していた市町村】</b>                  対象品目の追加により、製造業者等が引き取った排出家電の再商品化等を実施することになるため、粗大ゴミとしての処理に地方自治体が負担していた費用(収集運搬や埋立てを含めた処理に必要な費用)が減少する。</p> <p><b>【国(経済産業省、環境省)】</b>                  品目追加に伴って新たに製造業者等となる場合や設備の新設や、小売業者と製造業者等の間で排出家電を引き渡す場所である「指定引取場所」の新増設等を行う場合の認定、追加品目の取扱いの状況についての立入検査等の執行のための費用の増加が考えられる。</p> <p>④<u>規制緩和の場合、モニタリングの必要性など「行政費用」の増加の可能性に留意</u>                  規制緩和に該当しない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>便益の要素</p> <p>⑤<u>効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要</u>                  有機ELテレビに含まれる有価物のうち、約46%が再商品化(リサイクル)可能となる見込みである。製造業者等は、対象品目の追加に伴い増加する回収された資源の売却益の増加や自社で再利用することで外部から購入する量を節約することといった便益が発生。また、消費者から排出家電を引き取るに当たり、小売業者が、排出家電が家電リサイクル法の対象外である有機ELテレビであるか、同法の対象となっている液晶式・プラズマ式テレビであるかの識別を行う手間や、テレビの種別を誤って認識していた場合の訂正作業等の手間が解消される。</p> <p>⑥<u>可能であれば便益(金銭価値化)を把握</u>                  上記の製造業者が得られる便益については、個社の機密情報を含むことから、定量的な分析は困難である。削減される手間については、テレビの排出台数、テレビの種別の確認に要する時間、人員費について一定の仮定をおいて試算した場合、約240,975,000円が削減される。(仮定の詳細については評価書本体参照)</p> <p>⑦<u>規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計</u>                  規制緩和に該当しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧<u>当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</u>                  追加する品目については、小売業者による引取り及び製造業者等への引渡しに義務付けられることから、中古品を取り扱う事業者、資源回収業者、最終処分事業者において、有機ELテレビに係る扱量が減少し、販売等収入の減少が予想される。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨<u>明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証</u>                  改正案により、これまでの家電リサイクル法の執行により構築されてきた既存品目に関する製造業者等による再商品化等のスキームを活用して、今後排出の増加が予想される有機ELテレビについても再商品化を実施することで、資源の再利用等への取組が一層進むものと考えられる。また、製造業者等に対しては、再商品化等により得られる資源回収量が増加する見込みであることから、それら資源を売却することによる利益の増加や自社での再利用により外部からの購入量の節約に貢献するといった便益が発生するため、改正案は適切かつ合理的なものであると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩<u>代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</u>                  有機ELテレビ以外の家電製品を特定家庭用機器に追加することが考えられる。有機ELテレビ以外の家電製品については、現状、既存品目と構造上の類似性がなく、既存の処理ラインを利用した処理を想定できないため、処理ラインを新設する等の費用が発生し、非効率な回収・リサイクル体制構築のコストを製造業者等に転嫁する可能性があることから、本改正の内容が妥当である。</p>
その他の関連事項	<p>⑪<u>評価の活用状況等の明記</u>                  産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合第41回会合において、有機ELテレビを品目に追加した場合の再商品化率の試算を行った。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫<u>事後評価の実施時期の明記</u>                  施行後5年以内に事後評価を実施予定。</p> <p>⑬<u>事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</u>                  有機ELテレビの出荷台数及び回収台数、再商品化実績(再商品化率や素材別の再商品化実績量)</p>
備考	